

令和8年度・富山県

10月からの賃上げに合わせて 設備を入れると、費用の4分の3が戻ります。



申請は9月1日から・締切は9月30日見込み

設備133.3万円・時給を70円引き上げ・2〜3人の場合（税抜）



支給額は「かかった費用×助成率」と「上限額」を比べて安い方です。富山県の上乗せ補助を使うと、ご負担はさらに下がります（別紙の資料をご覧ください）。

富山県で気をつけること

助成率は4分の3

事業場内最低賃金が1,050円以上のため。
全国向け記事の「5分の4」を当てはめると多く見積もります

50円コースは足りないことがある

1,062円で50円引き上げても1,112円。
10月の1,119円を下回ります

動けるのは約1か月

9月1日の受付開始から、9月30日の締切見込みまで

上限額（事業場規模30人未満・主な区分）

コース	引き上げる人数	上限額	設備予算の目安
70円	1人	50万円	約66.7万円
70円	2〜3人	100万円	約133.3万円
90円	2〜3人	240万円	320万円
90円	8人以上	450万円	600万円

コース選び・対象設備・書類の書き方まで

くわしい解説をWebに載せています。スマートフォンで読み取ってご覧ください。

<https://minano-sr.com/blog/gyomu-kaizen-toyama-2026.html>





この順序を外すと、同じことをしても対象外になります

01

交付申請を出す

まず申請。ここが起点

02

就業規則を改正し、賃上げ

申請の後。9月30日まで

03

交付決定を受ける

設備の発注はこの後

04

設備を導入し、報告

支払い・実績報告のあと入金

先に知っておいていただきたいこと

設備を先に発注すると対象外

交付決定より前に発注・契約した設備は助成されません。見積もりの取得までは進めて構いません。

賃上げは申請より後に

先に時給を上げてしまうと、その引上げは助成の対象になりません。就業規則の改正も申請後です。

国の助成金と、富山県の上乗せ

国の業務改善助成金

設備投資の費用に対する助成。**費用の4分の3**（上限あり）。この資料の主題です。

富山県の上乗せ補助

賃上げサポート補助金（設備への上乗せ）と、賃上げ応援補助金（**社労士報酬の補助**）の2つがあります。

当事務所にご依頼いただく場合

着手金0円・完全成功報酬でお引き受けします（受給額の20%、顧問先は15%／税抜）。受給に至らなければ、申請にかかる報酬はいただきません。お時間をいただくのは3回、ご用意いただく書類は6点で、新たに役所で取っていただく書類はありません。

締切のある助成金です。早めのご相談を。

対象になるかどうかは、賃金台帳を見れば判定できます。ご相談は無料です。

090-8259-8774

受付 平日9:00~18:00 / contact@minano-sr.com / minano-sr.com

みなの社会保険労務士事務所 社会保険労務士 近藤 昭宏 富山県社会保険労務士会 所属

〒931-8333 富山県富山市蓮町1丁目7-4 SCOP TOYAMA



制度の詳しい解説

※ 助成金は要件を満たしても審査があり、受給を保証するものではありません。

※ 富山県の最低賃金1,119円（答申額）は令和8年10月1日に発効する見込みで、2026年8月24日時点では発効していません。いま守るべき下限は1,062円です。

※ 申請受付は令和8年9月1日から、締切は9月30日の見込みです。締切は最低賃金の発効日の前日で、発効日は9月上旬の官報公示で確定します。

※ 記載の金額はすべて税抜です。制度内容・支給要件は年度や政策により変わります。申請前に最新の要領をお確かめください。

出典：厚生労働省「業務改善助成金」 / 富山労働局「令和8年度 富山県最低賃金の答申」 https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/news_topics/saichinshin_R08toushin_00001.html